

れいお ねんど
令和8年度

せいかつ
生活のきまり

よっかいちしりつちゅうおうしょうがっこう
四日市市立中央小学校 <TEL 059-353-9279>

1 学校でのやくそく

- ・ ろうかはしずかに^{ある}歩く。
- ・ 持ち物には名前^{もものなまえ}を書く。
- ・ 必要^{ひつよう}のないものは持^もってこない。
- ・ 学校^{がっこう}に着いたら、勝手^{かって}に校門^{こうもん}から出^でない。
- ・ 職員室^{しよくいんしつ}へは、先生^{せんせい}の玄関^{げんかん}に近い^{ちか}方のドア^{ほうどあ}から出入^{でい}りする。
- ・ 遊具^{ゆうぐ}や運動用具^{うんどうようぐ}は、安全^{あんぜん}に気^きをつけて使^{つか}い、後^{あと}かたづけをきちんとする。
- ・ サッカー^{さっかー}は、運動場^{うんどうじょう}の東側^{ひがしがわ}（保育園側^{ほいくえんがわ}）です。
- ・ ドッジボール^{どっじぼーる}は南北^{なんぼく}の向^むきで遊^{あそ}ぶ。
- ・ 歩道^{ほどう}の上^{うえ}では、ボール^{ぼーる}で遊^{あそ}ばない。
- ・ 運動場^{うんどうじょう}がやわらかい時^{とき}は使^{つか}わない。
- ・ 運動場^{うんどうじょう}に出^でられない日^ひは、教室^{きょうしつ}にあるトランプ^{とらんぷ}やカルタ^{かるた}で遊^{あそ}んでよい。ただし、教室^{きょうしつ}かワークスペース^{わーくすぺーす}内^{ない}で遊^{あそ}ぶ。
- ・ 多目的^{たもくてき}ホール^{ほーる}では遊^{あそ}ばない。
- ・ 特別^{とくべつ}教室^{きょうしつ}へ行^いく時^{とき}は、学級^{がっきゅう}でま^まとま^まって整列^{せいれつ}し、静^{しず}かに移^い動^{どう}する。帰^{かえ}る時^{とき}も、整列^{せいれつ}して静^{しず}かにもどる。

学 習

- ・ シャーペン^{しゃーぺん}は使^し用^{よう}しない。
- ・ 下^{した}じき^{じき}を使^{つか}う。
- ・ 基本^{きほん}の持^もち物^{もの}

《ふでばこ》

えんぴつ (5本)
け ご む こ
消しゴム (1個)
じょうぎ (1本)
いろ ぺん
色のペンやえんぴつは赤 + 1色

《ひきだし》

はさみ、のり、色えんぴつ
がくしゅうないよう
学習内容により、三角じょう
ぎ、分度器、コンパスなど
※ひきだしの左に入れる

- ※ 5分^{ふん}休^{やす}みは、トイレ^{とい}休^れけい・お茶^{ちや}を飲^のむなど、必要^{ひつよう}なことをすませたら学^{がく}習^{しゅう}
の準備^{じゆんび}をして座^{すわ}る。

2 登校下校について

- ・ 家に忘れ物を取りに帰らない。
- ・ 班長の言うことをしっかりと聞いて、8時から8時15分までに登校する。
- ・ 決められた通学路を通して登校する。
- ・ 登下校時は、運動場を横切らないで歩道を通る。
- ・ 下校時刻を守り、帰りの会がおわったら速やかに帰る。寄り道（お店や他の人の家行くこと）をしない。

3 放課後の学校でのやくそく

- ・ 運動場ではジュースを飲んだり、おかしを食べたりしない。
- ・ 自転車は、決められた場所（南門の西側の木の間）にそろえて置く。
- ・ ゲーム機やお金などの貴重品は自分で管理する。
- ・ 給食室の周りや駐車場では遊ばない。

4 学校の外でのやくそく

- ・ 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶる。
- ・ 危ない遊びをしない。（火遊び・エアガンなど）
- ・ 危ないところへ行かない。運河、三滝川、J R 線路は、特に気をつける。
- ・ 道路上や駐車場で、一輪車やローラーブレード（ローラースケート）やスケートボードなどをしない。
- ・ 低学年（1～3年）の人は、校区外に出ないようにする。
- ・ 高学年（4～6年）の人は、校区外に用があれば、保護者の許可をもらい、行き先と目的、帰宅時刻を伝えてから行く。（※習い事、通院など）
- ・ 帰宅時刻は、家の人と相談して、暗くなる前に帰る。
- ・ 飲食店、ゲームセンター、ボウリング場、バッティングセンター、プール、映画館などは、必ず保護者といっしょに行く。
- ・ 公共の場所では、決められたルールを守る。（こども園・公園・プラザなど）
- ・ 知らない人の誘いには乗らない。
- ・ 子ども同士で、物やお金などをあげたりもらったりしない。貴重品の管理をしっかりとする。（ただし、保護者の許可があれば、可とする。）
- ・ インターネットや携帯電話などのマナーを守る。

次のことが県条例で決められています。

- ・ 午後10時～午前5時の夜間外出はしない。
- ・ ゲームセンターへは、午後10時以降は保護者同伴であっても立ち入らない。